

## 議案第104号

### 佐野市下水道条例の改正について

佐野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

### 佐野市下水道条例の一部を改正する条例

佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「基本料金と超過料金」を「基本使用料と従量使用料」に、「10円」を「その額に1円」に、「その端数」を「これ」に改め、同条第3項第1号中「排出した汚水量が5立方メートル以下」を「使用日数が30日以内」に、「770円」を「別表に定める基本使用料の2分の1の額と従量使用料との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改める。

第25条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項第1号」を「第1項第1号」に改め、「第3号」の次に「並びに前項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、次の各号に掲げる事項について、申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

（1） 証明書の交付 1件につき200円

（2） 下水道台帳図等の写しの交付 1枚につき100円

別表を次のように改める。

#### 別表（第17条関係）

用途区分	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）	
		汚水量	使用料
一般用	1,430円	10立方メートルまでの分	66円
		10立方メートルを超える20立方メートルまでの分	77円
		20立方メートルを超える40立方メートルまでの分	99円

	トルまでの分	
	40立方メートルを超える60立方メートルまでの分	154円
	60立方メートルを超える100立方メートルまでの分	159円50銭
	100立方メートルを超える500立方メートルまでの分	165円
	500立方メートルを超える1,000立方メートルまでの分	187円
	1,000立方メートルを超える2,000立方メートルまでの分	209円
	2,000立方メートルを超える分	214円50銭
湯屋業用	4,400円	200立方メートルを超える分
		22円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第17条、第25条及び別表の規定は、使用料の支払を受ける権利が令和8年6月1日以後に確定されるものに係る使用料について適用し、使用料の支払を受ける権利が同日前に確定されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

#### 理 由

下水道の使用料及び手数料を改め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第104号参考資料

佐野市下水道条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(使用料の算定方法) 第17条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の用途区分及び量に応じ、別表に定める <u>基本料金と超過料金との合計額</u> ( <u>10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u> ) とする。 2 (略) 3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。 (1) 用途区分が一般用で <u>排出した汚水量が5立方メートル以下の場合は、770円とする。</u>  (2)・(3) (略) (手数料) 第25条 (略)  <u>2 前項の手数料は、同項第1号及び第4号に定めるものにあっては申請の際に、同項第2号及び第3号に定めるものにあっては交付の際に、それぞれ徴収する。</u>  <u>3 (略)</u>	(使用料の算定方法) 第17条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の用途区分及び量に応じ、別表に定める <u>基本使用料と従量使用料との合計額</u> ( <u>その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> ) とする。 2 (略) 3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。 (1) 用途区分が一般用で <u>使用日数が30日以内の場合は、別表に定める基本使用料の2分の1の額と従量使用料との合計額</u> ( <u>その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> ) とする。 (2)・(3) (略) (手数料) 第25条 (略)  <u>2 管理者は、次の各号に掲げる事項について、申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u> <u>(1) 証明書の交付 1件につき200円</u> <u>(2) 下水道台帳図等の写しの交付 1枚につき100円</u> <u>3 前2項の手数料は、第1項第1号及び第4号に定めるものにあっては申請の際に、同項第2号及び第3号並びに前項に定めるものにあっては交付の際に、それぞれ徴収する。</u> <u>4 (略)</u>

別表 (第17条関係)

用途区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	1,540円		
	10立方メートルを超えて20立方メートルまで	2,200円	20立方メートルを超えて40立方メートルまでの分	110円
			40立方メートルを超えて60立方メートルまでの分	121円
			60立方メートルを超えて100立方メートルまでの分	132円
			100立方メートルを超えて500立方メートルまでの分	143円
			500立方メートルを超えて1,000立方メートルまでの分	165円
			1,000立方メートルを超えて2,000立方メートルまでの分	176円
			2,000立方メートルを超える分	

別表 (第17条関係)

用途区分	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水量	使用料
一般用	1,430円	10立方メートルまでの分	66円
		10立方メートルを超えて20立方メートルまでの分	77円
		20立方メートルを超えて40立方メートルまでの分	99円
		40立方メートルを超えて60立方メートルまでの分	154円
		60立方メートルを超えて100立方メートルまでの分	159円50銭
		100立方メートルを超えて500立方メートルまでの分	165円
		500立方メートルを超えて1,000立方メートルまでの分	187円
		1,000立方メートルを超えて2,000立方メートルまでの分	209円
		2,000立方メートルを超える分	214円50銭
		湯屋業用	4,400円
		200立方メートルを超える分	22円

			<u>ルまでの分</u>	
			<u>2,000立方メートルを</u>	<u>187円</u>
			<u>超える分</u>	
<u>湯屋業用</u>	<u>200立方メートルまで</u>	<u>4,400円</u>	<u>200立方メートルを超える分</u>	<u>22円</u>